

特定不妊治療費助成事業における所得額の算出方法

《算出方法》

夫及び妻それぞれ計算し、その額を合計します。

所得額＝所得の合計額(A)－諸控除額(K)

(単位：円)

			夫	妻
所得額	A	所得の合計額		
控除額	B	児童手当法施行令第3条第1項の控除額	80,000	80,000
	C	雑損控除額		
	D	医療費控除額		
	E	小規模企業共済等掛金控除額		
	F	障害者控除額 該当者数×270,000円		
	G	障害者乗除額(特別) 該当者数×400,000円		
	H	寡婦・寡夫控除額 該当すれば270,000円		
	I	寡婦控除額(特別) 該当すれば350,000円		
	J	勤労学生控除額 該当すれば270,000円		
	K	夫婦それぞれの控除額合計 (B+C+D+E+F+G+H+J+I)		
対象 所得額	L	夫婦それぞれの所得額 (A-K)	(1)	(2)
	M	夫婦所得額の合計 (本事業の対象条件における所得額)	(1)+(2)	

注1) 所得の合計額(A)とは、

- ・ 市民税・県民税課税証明書では「総所得額」
- ・ 源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」
- ・ 確定申告Aでは「第一表の所得金額の合計金額」
- ・ 確定申告Bでは「第一表の所得金額の合計金額+第三表の所得金額から株式等の譲渡を除いた金額」

注2) 児童手当法施行令第3条第1項の控除額(B)(一人80,000円ずつ)は一律に控除される額です。

注3) 控除額(C~J)については、実際に控除がなされ、課税証明書で確認できる場合に限ります。

注4) 夫婦それぞれの所得額(A-K)がマイナスになる場合は、0円となります。